

鳥獣捕獲許可申請の流れ

被害発生

例

アライグマに畑を荒らされた、
ハクビシンが住みついている 等

許可なく、野生鳥獣を捕獲することはできません。事前に町役場へご連絡ください。

捕獲許可の申請

アライグマ、タヌキ、ハクビシンなどの野生鳥獣の捕獲等には許可申請が必要です。
町役場環境課で手続きをお願いします。(印鑑は不要)
※許可は年度末(3月31日)までです。



捕獲檻の貸出・設置

手続き後、捕獲檻を貸出します。(貸出は1台です)
使用方法は貸出時にご説明します。
お手数ですが、えさはご自身で準備をお願いします。



(檻に入っていたら) 町役場へ連絡

檻の中にアライグマ、タヌキ、ハクビシンなどの野生鳥獣が入っていたら、町役場環境課にご連絡ください。
委託業者が回収に伺います。
※野良猫は回収しません。

お問い合わせ

環境課環境保全担当 電話 0467-74-1111 (内線432・435)
FAX 0467-74-1385